

秦野都市計画地区計画の変更（秦野市決定）

都市計画戸川地区地区計画を次のように変更する。

名 称		戸川地区地区計画
位 置		秦野市横野字砂押及び字水窪並びに戸川字流、字下矢坪及び字上矢坪地内
面 積		約 19.5 ha
地区計画 の目標		本地区は、小田急小田原線渋沢駅から北に約 2.5 km、新東名高速道路秦野丹沢サービスエリアに併設されるスマートインターチェンジから南東に約 1 kmの距離に位置しており、高規格幹線道路の開通がもたらす広域利便性を最大限に活用し、主として都市の活力向上などに資する産業系の土地利用を図るため、組合施行の土地区画整理事業により都市基盤の整備を進める地区である。 このため、本地区計画を策定することにより、土地利用及び建築物等の計画的な誘導を行い、周辺環境と調和した産業系の土地利用の実現を目標とする。
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	本地区の土地利用を2つに区分し、次の方針をもとに秩序ある土地利用を誘導する。 ＜産業利用区画＞ 新東名高速道路のスマートインターチェンジから 1 km圏内という広域利便性を活かした製造業、流通業、研究開発等の企業立地による産業拠点集積を図る。 ＜沿道利用区画＞ 地区南側の市道 52 号線に面する区画であるため、周辺の居住環境と調和した産業利用区画の企業従業員等のための生活利便施設及び既存戸建て住宅の立地を図る。 なお、地区内の生産緑地地区については、事業の進捗に合わせて、適切に配置する。
	地区施設の整備の方針	土地区画整理事業により整備された区画道路の維持及び保全を図る。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は意匠の制限及び垣又は柵の構造の制限を定める。
	緑化の方針	周辺環境と調和した緑豊かな産業拠点集積を図るため、敷地内緑化に努める。

「地区計画の区域及び地区の区分は、計画図表示のとおり」